平成３０年（フ）第３３号
栃木県足利市百頭町2322番地　ロイヤルシティＣ102、前住所群馬県桐生市相生町２丁目301番地の４
債務者　石川　一幸
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯塚　文子
4　破産債権の届出期間　平成30年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月27日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第４４号
栃木県佐野市栃本町2027番地
債務者　川田　公紀
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荘司　円香
4　破産債権の届出期間　平成30年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月27日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第５９号
静岡県富士市大淵4632番地の１　富士楽寿園、住民票上の住所静岡県富士市中央町２丁目10番30号　セーフティメゾン中央町505号
債務者　藁科ふみ子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木真二郎
4　破産債権の届出期間　平成30年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月９日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第１５１号
千葉県白井市西白井４丁目25番地６　スプランドゥールⅠ203号
債務者　西田　茂雄
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　秀彦
4　破産債権の届出期間　平成30年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第４２２号
東京都国分寺市富士本１丁目16番地24ホワイトヒルズ国立103
債務者　岡田のの子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　健太
4　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月29日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３５６号
千葉県白井市富塚714番地の９
債務者　大川原　敦
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　劔　　宮子
4　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月３日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１０１２号
横浜市緑区竹山３丁目１番地２　竹山団地3106棟6019号
債務者　大内　京子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥　　祐介
4　破産債権の届出期間　平成30年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月５日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０９号
静岡県浜松市北区都田町7833番地の３
債務者　杉浦　正健
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉尾健太郎
4　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月５日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２０７号
兵庫県西宮市下大市西町10番29号　ハイム伊勢101号
債務者　桑本　信行
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中園江里人
4　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第４７号
広島県福山市沼隈町大字草深1843番地１　１Ｆ
債務者　松本　　章
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　直子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月18日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第２２２号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目６番地の27
債務者　西藤　順子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２８号
鹿児島県鹿児島市田上台１丁目９番４号　田上台コーポ103号
債務者　上本　竜智
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本間　大寿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第２９８号
北九州市小倉北区白萩町１番３－205号
債務者　篠原ひとみ
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　真聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第７０号
岡山県井原市笹賀町493番地２　ミユキコーポＡ－１
債務者　上野　　章
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田原　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係